笠間市議会議会運営委員会記録

令和5年11月22日 午前10時00分開会

出 席 委 員

委 員 長 西山 猛 君 副委員長 康 子 君 益子 委 員 内 桶 克 之 君 IJ 田村幸 子 君 石 井 栄 君 IJ 二君 畑 岡 洋 俊 雄 君 IJ 石 松 大 貫 千 尋 君 大 関 久 義 君 議 長

欠 席 委 員

なし

出席 説明 員

総 務 部 長 後藤弘樹君

出席議会事務局職員

 議会事務局長
 西山浩太

 議会事務局次長
 堀内惠美子

 次長補佐
 鶴田貴子

 係長神長利久

議事日程

令和5年11月22日(水曜日) 午前10時00分開会

- 1 開会
- 2 案件
 - (1) 令和5年第4回笠間市議会定例会について
 - (2) 議会基本条例制定に伴う各会派からの意見の検討
 - SNSによる発信について

(3) その他

午前10時00分開会

〇西山委員長 本日は、議長並びに議会運営委員会委員の皆様には大変お忙しい中、御出席を賜りまして、ありがとうございます。

本日は、令和5年第4回笠間市議会定例会について御協議をお願いいたしたく、お集まりいただいた次第であります。

〇西山委員長 それでは会議に入ります。

ただいまの出席委員は7名であります。石井委員が遅れるということで連絡がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員以外に議長、総務部長、議会事務局より局長、次長、次長補佐、係長が出席をして おります。

本日の会議の記録は、書記の次長補佐にお願いいたします。

- **〇西山委員長** それでは会議に先立ちまして、議長より御挨拶をいただきたいと思います。 議長、お願いします。
- **〇大関議長** 皆さんおはようございます。

11月も終わりに近づきまして、大分朝晩が寒くなってまいりました。あと1週間後には 定例会が始まるという、そういった形の中での今回の議運であろうかと思います。体調に は十分留意されまして本会議に臨んでいきたいというふうに思っておりますので、よろし くお願いいたしたいと思います。

以上であります。

- **〇西山委員長** ありがとうございました。
- **〇西山委員長** それでは協議事項に入ります。

令和5年第4回笠間市議会定例会についてを議題といたします。

初めに、①令和5年第4回笠間市議会定例会の招集告示についてでありますが、資料の とおり、本日招集告示がされたところであります。

次に、②提出議案等について、総務部長より説明をお願いいたします。

総務部長後藤弘樹君。

○後藤総務部長 令和5年第4回定例会には、資料一覧のとおり、現時点で諸般の報告が 1件、議案26件、合わせて27件の提案を予定しております。

それぞれの内容につきまして、概略を御説明させていただきます。

提案1、諸般の報告の1番目になります。専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることにつきましては、後期高齢者医療広域連合が高齢者の保健事業を市町村に委託された場合で、その委託費の対価として行った役務の提供が消費税の課税対象ということが示されたことから、遡及して平成30年度から令和3年度分までの消費税申告を行いまして、そちらの納付を完了したところでございます。それに併せまして、支払い遅延による損害賠償として延滞税を支払うもので、損害賠償の額が1万400円となってございます。損害賠償の相手方が国、国税庁となってございます。

諸般の報告の2番目でございます。専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることについては、令和5年10月3日午前11時にゆかいふれあいセンター駐車場におきまして、職員が運転する公用車がバックで駐車場から出ようとする際に、右側に駐車していた相手側の車両に接触し、損害を与えたものでございます。責任の割合は市が100%、相手側はゼロ%とし、市は相手側に25万7,609円を支払うものでございます。

続きまして、提案の2、議案第74号でございます。笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、令和5年人事院勧告に準じ、給与改定を実施するものでございます。

提案の3、議案第75号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 につきましては、感染症防疫等作業手当につきまして、国家公務員と同様の手当を定める 人事院規則に準じて改正を行うものでございます。

提案の4、議案第76号 笠間市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例につきましては、地方自治法243条の2の規定に基づき、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、市長等の損害賠償責任の一部を免責することに関し、必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

提案の5、議案第77号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、スマートフォンに搭載される電子証明書を使用して、コンビニエンスストア等で設置されたマルチコピー機から印鑑証明書を取得できるようにするための改正でございます。

提案の6、議案第78号 笠間市公民連携推進条例につきましては、質の高い行政サービスの提供を図り、持続するまちづくりを進めていく上で、広い範囲で公民連携を推進していく市の姿勢、定義を明らかにするとともに、体制及び手続の大枠を定める条例を制定するものでございます。

提案の7、議案第79号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例につきましては、県の土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正に基づきまして、市が許可をした事業について県条例に定める書面の交付、携帯の義務を違反した者に市が行政処分を行うための改正を行うものでございます。

提案の8、議案第80号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国の基準の改正に伴いまし

て、条例に項ずれなどが生じたための所要の改正を行うものでございます。

提案の9、議案第81号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法規則の一部を改正する省令の公布に伴いまして、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割及び所得割の税額免除措置を実施するための改正を行うものでございます。

提案の10、議案第82号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、接見禁止を裁判所 に申し立てた者の入居者の資格に変更が生じるものから、所要の改正を行うものでござい ます。

提案第11、議案第83号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、対象火気設備の位置及び構造など、対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準が変更になりまして、それに伴いまして、蓄電池に関わる基準、固体燃料を用いた火器設備の隔離距離についての改正を行うものでございます。

提案第12、議案第84号 笠間市保育所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する 条例につきましては、笠間市立ともべ保育所民営化に伴い、ともべ保育所を条例から削除 するものです。

提案13、議案第85号 財産の譲与につきましては、ただいま申し上げました民営化に関わる財産の譲与につきまして、地方自治法237条の2項により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、民営化するともべ保育所の土地は借地、建物とそれに付随する備品、建物と備品 の譲与に関する議案となります。

提案14から提案16まで、指定管理者の指定につきましては、笠間市地域交流センターと もべ、笠間市営友部駅南口自転車駐車場、笠間クラインガルテンの3施設を、地方自治法 の規定に基づきまして、指定管理者の指定を行うため、議会の議決を求めるものでござい ます。

提案17、議案第89号 工事請負契約の変更につきましては、最終処分場建設工事において、再建工法をプレキャストコンクリートから現場打ちコンクリートに変更したことによる仮契約につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案の18、議案第90号 茨城県央環境衛生組合の設立につきましては、令和6年4月1日から笠間市と茨城町によるし尿処理に関する事務を共同するための、新たに組織される一部事務組合の設立に関する議決を求めるものでございます。

提案19から提案27までの議案は、笠間市一般会計補正予算から下水道事業会計補正予算 までの9会計の予算につきまして、それぞれ予算の補正を行うものでございます。

さらに、10月13日に開催いただきました議会運営委員会で御報告をさせていただいております4件の議案につきまして、上程を取りやめた案件がございますので、説明をさせて

いただきます。

こちらにはございませんが、笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、笠間市公民連携推進条例に基づきまして審議会委員の報酬及び費用弁償を定める条例案を提案予定でございましたが、議案第78号で提出いたします笠間市公民連携推進条例内で規定することといたしたため、提案はいたしません。

また、10月13日に報告をいたしました笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例及び笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例につきましては、国のガイドラインの内容を受けて改正条例の内容を確定する予定でございましたが、いまだ国においてガイドラインの内容が不透明な状態となっておることから、上程を延期させていただきまして、整い次第、令和6年3月の議会に上程をさせていただきたいと考えております。

さらに、あたごフォレストハウス、あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージの指定管理者の指定の議案につきましては、公募を実施いたしましたが応募者がいなかったため、現在、公募内容を調整し、再公募を実施する予定でございます。こちらも再公募の結果に基づきまして、令和6年3月の議会に上程を予定しているところでございます。

以上で令和5年第4回定例会に上程予定の議案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〇西山委員長 説明が終わりました。

ただいま石井委員が着座いたしました。

これについて、皆さん、御意見、御質疑等あれば挙手にてお願いします。

大貫委員、どうぞ。

- ○大貫千尋委員 愛宕山の天狗の森のあれというのは、民間が1億円もかけて直したんじゃなかったのかな、ロッジと違うのかな。
- 〇西山委員長 総務部長。
- ○後藤総務部長 今回行いますのは、天狗の森の野外ステージ、その下に新たに造るステージのところとフレンドリーパーク野外ステージと、あとフォレストハウスですから、そこにあります、すみません、説明が下手で申し訳ありません。(発言する者あり)そうですね、管理棟のところの施設となっております。愛宕山の部分と、そこの管理する部分と新たに下に造りますステージ、そちらは市のほうで今、整備をしたところでございます。
- 〇西山委員長 大貫委員。
- **〇大貫千尋委員** 愛宕山というのは、区分的に幾つに分かれて管理しているの。
- 〇西山委員長 総務部長。
- ○後藤総務部長 今、申し上げました指定管理の部分と、市が山林として管理している部

分、委託をそこの管理をしている部分と分かれて管理をしているところでございます。

- 〇西山委員長 大貫委員。
- ○大貫千尋委員 具体的に分からないのだけれども、あれは天狗の森の宿泊施設があったでしょう。あの宿泊施設は公募して指定管理者が決まって、その業者が10億円近くお金を出して直したのではなかったかという記憶があるのだけれども、それは続いてやってくれているのかな。
- 〇西山委員長 総務部長。
- ○後藤総務部長 今、委員のおっしゃるETOWA(エトワ)の部分につきましては、E TOWAが、民間のほうが資金調達をしまして自分たちで直しまして営業をしております。 そこは引き続き、また公民連携の中で営業は続いております。
- **〇大貫千尋委員** それ以外の部分ね。
- **〇西山委員長** よろしいですね。

なければ、これで御了承願いたいと思います。 よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○西山委員長 それでは次に、③会期日程(案)についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

事務局次長堀内恵美子君。

〇堀内議会事務局次長 それでは、資料の03、会期日程(案)を御覧ください。

前回の議会運営委員会や全協でもお示ししたとおり、会期は11月29日水曜日から12月14日木曜日までの16日間で変更はございません。

なお、一般質問通告の締切りは初日11月29日午前中、議案質疑通告の締切りは同日午後 5時まで、討論通告締切りは一般質問最終日12月12日午前中までとなります。

また、12月1日本会議終了後、議会運営委員会を開催し、一般質問の取扱い等について 御協議をお願いいたします。

以上でございます。

〇西山委員長 説明が終わりました。

これについて何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇西山委員長 なければ、ただいまの説明のとおりと決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇西山委員長 異議なしと認め、そのように決しました。

次に、議案等の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

事務局次長堀内恵美子君。

〇堀内議会事務局次長 議案等の取扱いについて御説明をいたします。

資料の04、議事日程第1号を御覧ください。

日程第1、会議録署名議員の指名についてでございますが、今回は、議席番号13番村上 議員と14番石井議員が今定例会中の会議録署名議員となります。

日程第2、会期の決定について、会期の決定についてですが、西山委員長から会期日程 について報告を受けまして、11月29日から12月14日までの16日間とする会期の決定を行い ます。

日程第3、諸般の報告については、先ほど総務部長より説明がありました2件の報告と、第3回定例会において議決されました1件の意見書提出についての報告を予定しております。また、会議規則第167条第1項ただし書の規定に基づき議員派遣を行いました筑波山地域ジオパーク6市議会議員連盟協議会研修会、茨城県市議会議長会第1回議員研修会について報告をいたします。

日程第4、議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから、日程第18、議案第99号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算(第2号)までの26議案につきましては、提案者からの説明を受けます。

初日の議事日程については以上でございます。

続いて、資料の05、議事日程第2号を御覧いただきたいと思います。

日程第1、会議録署名議員の指名については、会期中、会議録署名議員に変更はございません。

日程第2、議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから、議案第99号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算(第2号)までの26議案につきましては、議案質疑の後、06になりますが、資料06の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

以上でございます。

〇西山委員長 以上で説明が終わりました。

これについて何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇西山委員長 ありませんか。

なければ、ただいまの説明のとおりと決したいと思います。 これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西山委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。 次に、⑤請願・陳情について、事務局より説明を願います。 事務局次長堀内恵美子君。 ○堀内議会事務局次長 請願・陳情につきましては、今回提出がございませんでした。報告させていただきます。

以上です。

〇西山委員長 それではよろしいですね。

執行部で、そのほか案件、報告事項などがありますか。 総務部長、どうぞ。

- ○後藤総務部長 今、国のほうで審議をされております国の補正予算のほうの進捗、また、国からの情報の発出におきまして、会期中に補正予算の議決を頂戴したいというような場合がございます。その場合には追加で議案のほうを提出させていただきたいというふうに考えておりますので、その際また御相談申し上げますので、よろしくお願いいたします。
- ○西山委員長 総務部長より説明がありましたが、そのような形でよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇西山委員長 では、そのように決します。

そのほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西山委員長 なければ、ここで御退席をお願いいたします。 暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時20分再開

〇西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○西山委員長 それでは次に、(2)議会基本条例制定に伴う各会派からの意見の検討についてですが、10月20日の全員協議会において、制度的なものとそれ以外に分けて順次、検討を行っていくことについて御了承をいただいたところであります。

また、五つの会派から意見として上がっている⑧SNSによる情報発信については、去る10月24日の広報委員会で協議を行っていただいております。

この件について、事務局より御報告をお願いいたします。

事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 本来であれば広報委員会の坂本委員長より御報告をいただくところではございますが、代わりまして御報告をさせていただきます。

現在、検討を行っている議会基本条例制定に伴う今後の取組として、五つの会派から提案されておりますSNSによる情報発信について広報委員会としての意見集約を行うため、10月24日の広報委員会で委員長より各委員の皆様に投げかけをされ、11月2日に臨時の広報委員会で御協議をいただきました。

委員の皆様からは、議会からの情報発信は開かれた議会として必要であるという共通した認識の下、SNSに関しては様々な御意見がございました。SNSは議会に興味を持つきっかけになる、やるべきだ、今ある広報紙やホームページを充実する方法もあるのではないか、メリット、デメリットはどうか、広報委員会を常任委員会化して取り組むべきではないか、事務局が発信するとなった場合、手間や人件費などのコストはどうなのかなど、御意見が出されました。

また、実際に情報発信を行う場合に、実施主体をどこに置くのか、どのような情報を発信していくのか、SNSの中でもフェイスブック、旧ツイッターでありますエックス、インスタグラム、LINEなど、どの媒体を採用するのか、コメントがあった場合、特に悪意のあるコメントがあった場合の対応についてはどうするか、ガイドラインの運用ポリシーをどのようにするか、議会独自でアカウントをつくった場合のフォロワー数をどうやって増やしていくのか、既に一定のフォロワー数のある笠間市のSNSを使って議会からの情報発信をしたほうが効果的ではないかなど、検討する事項が多岐にわたるということから、先行事例なども含めて、もう少し時間をいただいた中で調査研究をすることが必要ではないかという、その時点では協議結果となりました。

以上、中間報告の形になりますけれども、経過として御報告をさせていただきます。 以上です。

○西山委員長 ありがとうございました。この件につきましては、坂本広報委員長より私のほうに打診がありまして、本日出席をして説明をすべきかということであったのですが、事務局のほうで代わって説明で足りるであろうという私のほうの判断をしましたので、そこは御了承をお願いいたします。

さらに、先ほどの説明の報告のとおり、継続の調査を行いたいということでありますが、 その件も含めて、皆さんの御意見をいただきたいと思います。

内桶委員、どうぞ。

○内桶克之委員 私はやるべきだと思って意見は言っているのですが、そのやり方のところで先ほど言ったフォロワー数が、いろいろな議会を見ていると市の政策よりも議会が出すフォロワー数が少ないという状況があります。ですから、その一部について市のSNSと並行してできれば一番いいと思うのですが、そこら辺でやっている事例があんまりないのかなと思いますので、その点について調査を含めていただいて、どういうやり方がいいのか、皆さんに届けることが大事なので、届くためにはどうすればいいかということを視点に置いて調査をしていただきたいと思います。

以上です。

- **〇西山委員長** 引き続きのお願い、要望ですね、項目として具体的に。 畑岡委員、どうぞ。
- **〇畑岡洋二委員** まさしく届けること、私たちが何をやっているかを届けることなのです。

私たちが何をやっているかという中で、会議をしています、まずはどんなテーマを議論していますという、要するに取りあえずそれだけという話と、何を議論しましたか、ここからは多分議事録的な話になろうと思うのです。ですから、少なくとも何をしますというところぐらいだけに、要するにその辺の報告する内容の中身の分割をすれば、議論しなくてもいいものってあるだろうと思っているのです。

要するに会議をしますというのは、これは別に事実であって、中身がどうとかそういうことではなくて、何日に会議をしました、その後に議論したことの結果として会議録で、会議録はどういう形かというのはまだ決まってはいませんけれども、会議録を作ることも決まっているし、公開することも決まっている。そうすると、いつ会議録を提供しますかというのがなかなか決まらないというのがありますけれども、会議をしますということは決まっているのです。それも、要するにそういうふうに対象物のあれを分割すれば、すぐにでもできることってあると思うのです。

執行部と議会とでフォロワー数の話があったとしても、残念ながら執行部のほうがはるかに情報量が多いのです。守備範囲は同じはずなのです、市政に関することですから。でも、やっぱり組織の大きさにもよって内容も小さいとなると、やっぱり興味をそそる情報提供も減るだろうというのは残念ながら否めないと思っているので、そんな話を議論してもしようがなくて、まずはやっていることだけでも伝える仕組みをつくらないとスタートできないと私は思っているので、まず今すぐにでもできることをすぐにやってほしいと思っているのです。そういうことです。

〇西山委員長 ありがとうございました。畑岡委員からも要望というか、具体的なお話になっております。

大貫委員、どうぞ。

〇大貫千尋委員 目的を明確にしなければならないと思うのです。

議会がやるのであれば、執行部と並行してやるようなことは、私は基本的に反対です。これは、視点の問題なのです。行政側は、国・県の流れの中で笠間市に、要するにこうやろうよねと指導して法律を決めてくるわけだけれども、議会というのはまたもう一つの視点から市民の立場に立って、執行部が国・県の流れであろうが、市独自の流れであろうが、こういうふうにしたいのだよということをもう一つの目で見てチェックをして、それで市民の立場に立って、我々議会としてはこういう意見がいいだろうということをやらなければ、やる意味がない。ただこれをやっているのですよ、あれをやっているのですよということは、ただ形式的なことで笠間の議会が存在しているのだというアピールじゃなくて、どうせやるのだったら、もっと能動的にもう一歩踏み込んでやるべきだと思う。だから、質疑応答、いろいろな質問が出るかもしれない、恐らく。やはり、それに耐えられるだけの議会と事務局づくりをやらなくては駄目なの。

今の事務局は、はっきり言って執行部からのお仕着せで人事がされるけれども、結局、

本来は、議会の事務局の職員というのは基本的に議長が使用者なのです。法律だから、こ れは。地方自治法の中でそれが全くできていない、今は。だから、こういうことをやる、 いろいろな人の意見でこういうことをやることは大事なことだけれども、もう少し市民目 線に近づける議会であったり、市民目線にそれをお手伝いをする事務局であったりするよ うにしていかなければ意味がないと思う。

- **〇西山委員長** ありがとうございました。御意見として。 田村委員、どうぞ。
- ○田村幸子委員 ありがとうございます。

今、広報委員会のほうからの御意見とかを伺ってみても、どこの部署がやるかというか、 例えば事務局でやるのか、広報委員会が担当するのか、そういったところからまずは考え ていかなければいけないのかなと思ったことと、あと今、畑岡委員もおっしゃったように、 今できることと、やはり時間をかけなければできないこととあると思いますので、一応う ちの会派としまして、SNSの情報発信のところにLINEとか、そういったお知らせメ ールというのをつけさせていただいたのは、例えば笠間市の「かさめ~る」であるとか 「広報かさま」のLINEなどで、議会の例えば一般質問の日程が決まれば、誰がいつや るのか、何日にやる、何時からやるのかという内容はどうなのかということが、随時その 都度発信できるようなところからスタートしていくのがいいのかなと思っております。よ り多くの方が傍聴をしてくださったりとか、市議会だよりを見てくださったりとか、そう いう一つの意識づけにもつながっていくのではないかなと思いますので、やはり時間をか けてやる部分と、今すぐできることからできたらいいのではないかと思っております。 お願いいたします。

〇西山委員長 貴重な御意見ありがとうございます。

ほかに。

石松委員、どうぞ。

〇石松俊雄委員 SNSの情報発信の意味、目的というのは、やはり一方通行ではなくて 双方向性にあると思いますので、それが一つ目的だと思うのと、もう一つは執行部とは違 う議会の独立性、これは基本条例の中にうたっている二元代表制の意味だと思うのですか ら、そこは踏まえていただきたいというのは、これは大前提として委員会にお願いしたい なと思います。

具体的に、LINEにするのか、フェイスブックにするのか、エックスにするのかとい うことも含めて全部委員会にお任せをして、あまり議運からいろいろ言うのではなくて、 委員会のほうからこういうふうにしたいみたいな、そういう御意見をいただいて、また議 運の中で検討するみたいな感じで、私はもう少し広報委員会に主体性を持たせて、委員長 にもう少し任せてもいいのではないかなというふうに率直に思います。

以上です。

○西山委員長 先ほどの今意見がありました石松委員からの御意見ですが、皆さんの意見も含めて引き続き広報委員会にお任せする。その中で具体的な、ただいま意見が出ましたが、具体的な部分をもっと踏み込んで議論していただいて、あまり議会運営委員会からのということよりも、独自性を持って広報委員会でこんな考えを持っているのだ、こんなふうだということで明確に、諮問されているのではなくて、そのようにお願いするような形でよろしいですか。引き続きということでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○西山委員長 じゃあ、そのようにしたいと思います。

それでは、これは広報委員会のSNSの件なのですが、議会基本条例制定に伴う各会派からの意見ということでいただいておりますが、続きまして、07の資料ですが、会派からの意見まとめというのがありますが、見ていただきたいと思います。

07、この件で、①、②。①については、もう現在進行形です。②についても、現在設置されて進んでおります。③について、各会派からの御意見等を改めて今度は具体的にというか、議論をしていただいて、さらに意見集約をしたいと思っております。

いかがでしょうか。この部分だけ切り取ります、③の部分だけ。 内桶委員、どうぞ。

○内桶克之委員 この前も私ちょっと意見で言ったのですが、石松委員から出ているように、制度的なものと政策の内容で議会が動くものというのは分かれると思うのです。③と④は一部重複するような、③によって④を決めなきゃいけないということもあるので、できれば③、④は一緒にしてもらって考えていくという制度のほうがいいのかなと思います。その上で③と④については、③については、皆さんが考えている定数とかあると思うのです。増やすというのは、もうないと思うのです。今、現状でやるか、今の現在でどのぐらいまでやるかとか、減らすには何人までとかという考え方があると思うのです。そういうところを具体的に出して議論するということが必要だと思うのです。ですから、③と④については、具体的な資料を出して皆さんと議論をするということが一番先決かなと思います。

それで、この部分は、この前というか、私たちが選ばれる前のところでも一部議論になって、減らさないでやったという部分があるのです。ですから、今回も早めに議論をして、4年間の任期の中でもう1年たつわけですから、2年目ぐらいにその部分をしっかり議論をした上で決めていくということが重要だと思いますので、③、④については、提出の内容を議論する資料を作ってやるのが先決かなと思います。

以上です。

〇西山委員長 それでは、ただいまのような意見を集約しますと、各会派である程度根拠 となる資料等を集めながら、その中で一応方向性をつけて、この議会運営委員会のほうに 戻してもらうというような形がシンプルかなと思うのですが、よろしいですか。各会派と いうことで、今の段階で。

大貫委員、どうぞ。

- ○大貫千尋委員 結論をきちんとしておかないと、今、内桶委員のほうから、1年が終わってしまうということ、来年1年で今度折り返しになるわけだよね。だから、来年度中には定数をきちんとするということ、正直言って22名では多いから、全国平均いろいろなあれから見ると適正が20名ぐらいだけれども、それを18名にするかどうかという問題はまた別にして、22名では全国平均から合わせて人口規模からすると多い、はっきり言って。
- **〇西山委員長** 大貫委員、すみません。それを会派で出す、会派の意見として。
- **〇大貫千尋委員** 違う。だから会派で出す、論議すればいいけれども、来年度いっぱいという期限をきちんと決めて、来年度中には結論を出すということをやってくださいよということ。だらだらだらだら、いや、いろいろなやり方をやっても構わないけれども。
- 〇西山委員長 その意見も含めて出してもらって、よろしくお願いします。 石井委員、どうぞ。
- **〇石井 栄委員** いろいろな考えがあると思うのですけれども、③と④については、私は このような分類のままで議論を進めていったほうがいいのではないかなというふうに思い ます。

その理由なのですけれども、③の議員定数・報酬・政務活動費の見直しということについては、議員の活動に関わることでありますし、それから4番目の委員会の再編というのは議会の中での議会活動ということですので、中身が少し違うのです。少しというか、かなりというか、違うので、やはり中身に共通する事柄で話を進めていったほうがいいのかなというふうに思っています。

それから、期限については議論の中なので、初めに期限をいつまでに決めちゃうというと議論がどういうふうに熟していくのか分からないので、先に期限を決めるというのはどうかというふうには思います。

以上です。

○西山委員長 御意見をいただきましたが、そのような御意見を各会派でまとめていただいて、取りあえず定数と委員会の再編、構成については当然重なってきます。ですから、3番だけをという話で提案しようと思ったのですが、お話のとおり3番、4番はリンクするでしょう。その中で、石井委員のような意見も出てくるのであると思います。

ですから、取りあえず3番、4番は、持ち帰っていただくような形で御理解していただいてよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇西山委員長 じゃあ、そのようにお願いします。

それではほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇西山委員長 なければ、暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

〇西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〇西山委員長 ただいま、当委員会の視察研修についてですが、時期だけを今検討しました。

年明け1月末から2月初旬のあたりを日程にしたいと思います。これで御了承いただいて、内容、場所については正副委員長に預けていただきたいと思います。 よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇西山委員長 そのほかありませんか。

なければ終わりにしますけれども、よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇西山委員長 それでは大変御苦労さまでした。

閉会といたします。

午前10時43分閉会